

「ももっこステーション」について

Q1 : 「ももっこステーション」とは。

乳幼児とその保護者が気兼ねなく訪れ、相互に交流したり、子育て相談ができる身近な場所で、岡山県が認定した場所です。

地域子育て支援拠点（子育て支援センター、つどいの広場）、児童館や、地域独自の創意工夫で居場所づくりの活動をしておられる場所について、「ももっこステーション」という統一的な愛称により認知度を高めるための取組です。

主な要件

■地域の乳幼児・保護者が相互に交流する場所

一定の場所を決めて、乳幼児の保護者がゆっくりくつろげたり、ともに交流できる場所です。

■概ね1週間に1回以上開設

地域の親子が気軽に利用できるよう、開催頻度が一定以上であることを要件としています。

■原則として入退場自由

原則として、いつ行って、いつ帰ってもよい場所です。

■開設時間帯に常駐スタッフを配置

出産や転居を経験した子育て中の保護者が、最初に地域と関わりをもつ際には「自分と子どもが受け入れられるか」が不安なものです。常駐スタッフが、利用者同士をつなぐ役割を果たします。

※屋外において一定の場所で行う活動も、対象となります。

Q2：その場所はなぜ必要なのか。

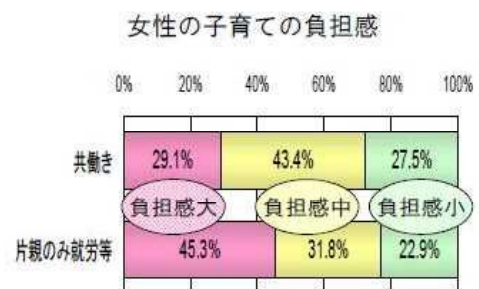
■核家族化・地域のつながりの希薄化

かつては同居の祖父母や、近所の世話好きで子育て経験豊かな大人からの声掛けなどで、子育てがサポートされる環境がありました。現在では核家族化で祖父母と接する機会が減り、また近所の大人に叱られた経験をもつ子どもが少なくなったことにみられるように地域社会と子育て家庭の関わりも希薄化しています。

また、子どもを持つ家庭が以前よりも少なくなり、子育て家庭に対する寛容度が低下しているのではないかとの研究もあります。

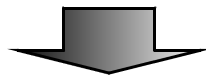
■在宅で子育てしている保護者の負担感

0～2歳児の概ね7～8割は家庭で子育てをされていますが、在宅で子育てしている女性の負担感は、右図（財）こども未来財団調査：H12年）のように就労中の女性の負担感を大きく上回っています。



■少子化による児童数減少

児童数の減少により、近隣では同じ年齢層の子どもと接する機会を見つけにくいことがあります。



- ① 不安や悩みを抱えて孤立し、孤独な子育てを強いられている保護者に交流や相談の場所を提供し、子育てのストレスを子どもに向けることなく、親子とも健全に生活できるよう支援する必要があります。
- ② NPOや地域のボランティアなど、多様な主体が参画することで、地域の「子育て力」を向上させる必要があります。

Q3：何をやる場所なのか。

乳幼児親子が孤立しないよう、気兼ねなく訪れて憩いの場として息抜きをしたり、利用者同士で情報交換をする場所です。

開催時間帯にはスタッフが常駐しており、助言や情報提供を受けられたりします。これらに加え、次のような活動を行っている場所もあります。

- | | |
|-------------|------------------------|
| ■子育て教室 | …お父さん向けの子育て講座など |
| ■健診・健康教室 | …健診に来ている子どもと遊ぶことも |
| ■小中学生とのふれあい | …技術・家庭科の授業などで |
| ■「ママ先生」 | …英語教室やクッキングなど利用者の得意分野で |
| ■親子交流会 | …わらべうたや絵本の読み聞かせなど |
| ■屋外活動 | …土や虫、畑の収穫物との出会い |

「ももっこステーション」として統一的な愛称を付しますが、それぞれの場所では地域や活動の特色を生かした活動を行っており、県が事業者に対して画一的な活動を求めるものではありません。



Q5：どんな場所があるのか。

次のように、主な設置目的、沿革や担い手が異なる様々な活動がありますが、就学前の親子の居場所づくりを行っている次のような場所を共通に「ももっこステーション」に認定することとしています。（要件に合致したもののみ。）

ももっこステーション

「地域子育て支援拠点事業」の実施場所

- ① 一般型（「つどいの広場」、「子育て支援センター」など）
常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図るものです。
- ② 連携型
児童館等で地域の子育て支援のニーズに対応する活動を実施するものです。

児童館

古くから遊びを通じて子どもの健全育成に取り組んできた施設ですが、上記の「児童館型」実施館以外でも、多くの館で乳幼児とその保護者の交流の場づくりが行われています。

その他（地域ボランティアなどが主体の場所のうち、条件に合致するものを認定。）
※屋外の場所も含まれます。

Q6：運営体制は。

ももっこステーションの3つの類型別の、一般的な運営体制は次のとおりです。

① 地域子育て支援拠点事業

- 運営主体：市町村が直営、委託又は補助して実施する場所と法定。
- 箇所数：県内で129箇所（R2.2現在）
- 運営費：国から県を介さず、直接市町村へ交付。
- 制度の沿革：H5に前身となる保育所への補助事業開始。
H20に「地域子育て支援拠点事業」として法制化（児童福祉法）。

② 児童館

- 運営主体：県内の49館（除休止中）のうち、48館が市町村立。
（民間委託・指定管理者制導入施設あり）
- 運営費：市町村立施設の運営費は設置者の市町村が一般財源で負担。
- 沿革：昭和20年代から。（児童福祉法）

③ その他（①・②を除く親子の居場所）

- 運営主体：NPO法人、地域のボランティア団体など様々。
- 運営費：市町村や社会福祉協議会などの補助を受けていることもあります。

Q7：県の「ももっこステーション」施策は。

親子の居場所づくりの取組は、地域と密着したものであり、県が直接事業を運営することはありませんが、平成24年度以降、次のような3本柱で地域ごとの取組をサポートしています。

| 区 分 | 事 業 内 容 |
|----------|---|
| ①認知度アップ | 「ももっこステーション」は、乳幼児親子の様々な居場所（上記Q6参照）に統一的な愛称を付すことで認知度を高めるための取組です。県が統一デザインの看板やのぼりを作成して認定を受けた場所に配布し、利用を促します。 |
| ②箇所数の増加 | 親子に気軽に利用してもらうためには、身近な地域に親子の居場所を増やす必要があります。このため、市町村等への周知などにより箇所数の増加に努めます。（地域子育て支援拠点事業として実施する場合、国庫補助があります。） |
| ③支援の質の向上 | 実践的、専門的な研修を実施して従事者による支援の質を高めるとともに、見学交流会、連絡会議等により従事者同士のネットワーク化を促進します。 |

Q8：認定を受けることで支援機関又は支援者にメリットはあるのか。

認定は、活動の認知度を高め、地域の子育て親子が利用しやすい環境をつくるために企画いたしました。支援機関や支援者などに対しての直接の財務上の利益はありませんが、活動の認知度が上がり、利用促進につなげることができます。

Q9：どんな効果を期待しているのか。

場所の性格によっても異なりますが、例えば次のような効果を期待しています。

| 項 目 | 内 容 |
|-------------|---------------------------------------|
| 保護者の負担感の軽減 | 息抜きの場の提供により子育ての負担感を軽減 |
| つながりの場の提供 | スタッフが利用者同士の交流等の触媒となる |
| 情報の提供 | 各種の子育て情報（イベント・健康・地域情報）を提供 |
| 悩み・不安の解消 | スタッフにより利用者からの相談に応じる |
| 虐待の予防 | 息抜きの場を提供し、孤立した子育てによるイライラを子どもに向ける状況を予防 |
| 子どもの出会いの場提供 | 同世代の仲間と交流する場を提供 |